

施設等の管理者の皆様へ

～南海トラフ地震の津波から円滑に避難するために～

対策計画・地震防災規程 の作成・変更が必要です

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震です。

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、著しい被害が生ずるおそれのある市町村が、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定されました。（大阪府内は42市町村）

推進地域内において、津波防災地域づくりに関する法律に基づき大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域（対象区域）において、大勢の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設などに、津波からの円滑な避難の確保等について定めた対策計画又は地震防災規程を定めることが義務付けられています。

また、令和元年5月31日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたため、既に定められた場合も変更する必要があります。

対策計画、地震防災規程を作成する必要のある施設又は事業

対策計画・地震防災規程を作成する必要のある施設等は、対象区域（3ページの「対策計画・地震防災規程を作成する施設等の区域」を参照）に所在している次の施設等です。施設等の管理運営者が計画の作成義務者となります。

- 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
(映画館、キャバレー、遊技場、料理店、店舗、診療所、図書館、公衆浴場、神社、寺院、教会、停車場・発着場、駐車場、学校、福祉施設、放送局、その他の事業場 等)
- 石油類、火薬類、高圧ガスその他の危険物を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- その他、地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業
(水道事業、電気事業、ガス事業、勤務者が1,000人以上の工場 等)
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に規定)

○施設又は事業の管理運営者は、「対策計画」又は「地震防災規程」のいずれかを作成します。

- (1) 「対策計画」とは、特別措置法の第7条に基づき、津波に係る地震防災対策に関して作成を義務付けられた計画をいい、下の(2)に該当しない施設等で特別措置法の適用を受ける施設等の管理運営者が作成します。
- (2) 「地震防災規程」とは、消防法等関係法令の規定により、消防計画や予防規程等の防災又は保安に関する計画や規程の作成を義務付けられている施設等の管理運営者が作成します。当該計画等の中に、対策計画で定めるべき事項を定めた部分をいいます。



(消防法に基づく消防計画や予防規程を定めている事業所等は、「地震防災規程」を定めます。)

計画等に定める事項

対策計画又は地震防災規程として定めなければならない事項は、南海トラフ地震に係る次の事項です。

- ① 津波からの円滑な避難の確保（避難場所や避難経路、従業員や顧客の避難の方法 等）
- ② 時間差発生等における円滑な避難の確保（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置 等）※
- ③ 防災訓練（施設等が実施する避難訓練や他の機関が実施する訓練への参加 等）
- ④ 地震防災上必要な教育及び広報（従業員への教育や顧客等への広報の実施方法（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置を含む） 等）※

※上記下線部が今回の変更箇所となります。

各提出先において対策計画、地震防災規程のモデルを作成しているところもあります。

各施設等においては、各提出先が作成した対策計画、地震防災規程のモデル等をもとに計画等を作成してください。

計画等の提出先

対策計画、地震防災規程を作成した場合、次の提出先に提出してください。

（計画の作成にあたってわからないことがある場合も、それぞれの提出先にお問い合わせください。）

対策計画

大阪府知事（危機管理室防災企画課）

地震防災規程

計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者

（消防法に基づく消防計画や予防規程の中で定めた場合は所在地の消防署に提出。）

※施設等が消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務付けられている場合は、施設等の管理運営者は、それぞれの計画又は規程で地震防災規程を作成し、それぞれの提出先に提出する必要があります。

※対策計画（又は地震防災規程）の写しは、所在地の市町長へ送付する必要があります。

計画等の提出期限

対策計画・地震防災規程を作成した時は、遅滞なく提出する必要があります。

○対象区域内で新たに施設等を開業する場合は **施設等の開業前**

※施設の拡大や事業内容の変更等がある場合も計画等を変更の上、提出する必要があります。